

愛光園ショートステイサービス重要事項説明書

愛光園は介護保険・介護予防の
指定を受けています。
(宮城県指定 第0471300053号)

当事業所は利用者に対して指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆ 目次 ◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	3
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
5. 事故発生時の対応について	6
6. 苦情の受付について	6

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 栗駒峰寿会
(2) 法人所在地 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島255番地
(3) 電話番号 0228-45-2551
(4) 代表者氏名 理事長 千葉 厚
(5) 設立年月 平成4年4月

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所（平成12年4月1日指定）
指定介護予防短期入所生活介護事業所（平成18年4月1日指定）
宮城県0471300053号
- (2) 当施設の基本方針 開所以来老人福祉施設の面で、着実に歩みを進めてきました。利用者の日常生活に対する援助はもちろん、利用者それぞれのニーズに応じた柔軟性のあるサービスで、利用者が生活に張りを持ち、生きる希望を持てるよう努めていきます。また、地域住民に信頼される老人ホームをめざし、地域福祉の担い手としての役割も積極的に発揮していきます。
- (3) 当施設の経営理念 高齢化社会を迎え、高齢者が住み慣れた地域で生涯を送れるよう、人生の後半を安らかな生きがいのある生活が出来るよう支援します。
- (4) 施設の目的 指定（介護予防）短期入所生活介護は、介護保険法令又は介護予防法令に従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、利用者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供します。又、介護予防短期入所生活介護サービス実施に当たっては利用者の心身機能の改善、環境整備等を通じて自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行います。
- (5) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 愛光園
- (6) 事業所の所在地 宮城県栗原市栗駒岩ヶ崎三島255番地
- (7) 電話番号 0228-45-2551
- (8) 施設長氏名 佐藤 郁子
- (9) 開設年月 平成4年4月1日(併設型(介護予防)短期入所生活介護)
- (10) 営業日及び営業時間
営業日・・・年中無休
受付時間・・・概ね9：00から18：00
- (11) 利用定員 10名(併設型(介護予防含)短期入所生活介護10名)

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用者のご希望、心身の状況、居室の空き状況などを考慮し、決定させていただきます。また、心身の状況の変化等、必要に応じて居室を変更させていただく場合もあります。

※別表1. 参照

- 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況等により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

3. 職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

※別表2. 参照

〈主な職種の勤務体制〉

※別表3. 参照

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- 1) 利用料金が介護保険・介護予防から給付される場合
- 2) 利用料金が介護保険・介護予防以外で全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、滞在費（＝滞中に要する費用）、食費（＝食事の提供に要する費用）を除き、利用者負担割合を除いた分が介護保険・介護予防から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 居室の提供

② 食事

- ・当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体状況および嗜好を考えた食事を提供します。
- ・食事等の提供に伴う調理や配膳に対し、衛生上必要な措置を講ずるとともに、基本的には利用者等による食事の持ち込み・持ち出しを禁止し、衛生管理を適正に行います。
- ・利用者の自立支援のため離床してデイルームにて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・食事時間→朝食：8:00～ 昼食：12:00～ 夕食：18:00～

③ 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう配慮します。

〈サービス利用料金(1日あたり)〉(契約書第9条参照)

別表4の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金の介護保険・介護予防給付金額を除いた金額(自己負担額)と食事に係る自己負担額(食費)、滞在に係る自己負担額(滞在費)の合計金額をお支払い下さい。(サービスの利用料金は、利用者の要介護度、利用者負担段階(1～4段階)等に応じて異なります。)

○滞在、食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、「介護保険負担限度額認定証」に記載している負担限度額とします。

※別表4. 参照

○利用者がまだ要介護認定を受けていない場合、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

○介護保険・介護予防の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

○送迎は通常送迎範囲内において自己負担にてご利用いただけます。通常送迎範囲は栗原市栗駒(耕英地区を除く)・鶯沢及び栗原市金成・志波姫・築館・一迫に係る東北新幹線鉄道線並びに国道398号線までとします。それを越える場合は41円/kmとなります。但し、保険適用の利用の場合に限り、加算しご利用頂きます。

○疾病治療の手段として療養食を継続する必要がある方は、医師の食事せんに基づき適切な栄養量、内容を有する療養食を自己負担にて提供させていただきます。療養食とは、腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食及び特別な場合の検査食等、また法令指定の病名等によるものとなります。

(2) 当施設が提供する基準外介護サービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の自己負担になります。

〈サービスの概要と利用料金〉

※別表5. 参照

①電気器具等使用料

特別の電気器具(電気毛布、電気あんか・テレビ等)を持参・使用した場合はお支払いいただきます。

②特別な食事（お酒を含みます）

利用者の希望に基づいて特別な食事を提供します。

③クラブ活動費

クラブ活動に参加した場合はお支払いいただきます。

④移送費

利用者の希望による外出等で送迎した場合はお支払いいただきます。

⑤家族等宿泊費

付き添い等で宿泊され、食事を提供した場合はお支払いいただきます。

⑥通常の送迎範囲以外の送迎費

通常の送迎範囲を越えた場合、越えた距離をお支払いいただきます。

○食費については、食事の提供に要する費用が自己負担になります。

○滞在費については、「光熱水費」相当が自己負担となります。滞在費の変更に関しては、上記の費用を基に近隣の類似施設の家賃、光熱水費に平均的な水準等を勘案し変更する場合があります。また、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明致します。

(3) 利用料金のお支払い方法

ご利用期間分の料金をあらかじめ指定された口座より自動引き落としさせていただきます。(別表4の料金表参照)なお、ご利用いただける金融機関は七十七銀行のみとさせていただきます。上記のお支払い方法以外をご希望の際はご相談ください。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料として利用料の1割相当をお支払いいただきます。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

- サービス利用の変更・追加の申し出に対して事業所の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示し協議します。
- 利用者がサービスを利用している期間中でも利用を中止することができます。その場合、すでに実施したサービスに係る費用はお支払いいただきます。

5. 事故発生時の対応について

※別表6に従い対応させていただきます。

6. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

当施設における苦情やご相談は、下記担当か第三者委員が、随時受け付けております。

また、苦情受付ボックスを事業所に設置しています。

苦情受付担当者：生活相談員 菅原しん子 0228-45-2551

苦情解決責任者：園長 佐藤郁子

第 三 者 委 員：五十嵐安子 0228-45-3902

菅原隆文 0228-45-3553

第三者評価の実施の有無：無

宮城県国民健康保険団体連合会 022-222-7079

宮城県北部保健福祉事務所栗原地域事務所 0228-22-2116

栗原市市民生活部介護福祉課 0228-22-1350

※別表1.

< 併設型（介護予防を含む）短期入所生活介護 >

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	6室	多床室
2人部屋	1室	多床室
4人部屋	13室	多床室
合計	20室	
共同生活スペース	2スペース	南ユニット、北ユニット
浴室	2室	特別浴室（機械浴）
医務室	1室	

* 上記は、特養愛光園も含めた数となっております。

※別表2.

職種	定数	職種	定数
園長	1	医師（非常勤）	2
介護職員	33	管理栄養士	1
生活相談員	2	事務長	1
看護職員（機訓指導者）	6	事務長補佐	1
介護支援専門員	2	事務員	1
その他（洗濯、営繕員）	3	管理宿直	2

* 上記は、特養愛光園も含めた数となっております。

令和6年4月1日現在

※別表3.

職種	勤務体制
医師	非常勤
介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：6：30～7：00 7～8名 日中：7：00～10：00 6～10名 10：00～19：00 13～14名 夜間：19：00～6：30 2～3名
看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝：7：30～9：00 1名 日中：9：00～18：30 1～2名

* 勤務体制の変更に伴い、上記配置人員が若干変わる場合があります。

* 土日は上記と異なります。

* 上記は、特養愛光園も含めた数となっております。

※別表 4.

<短期入所生活介護（1日あたり）の利用料金の内訳>

（単位：円）

《1割負担》

分類	介護サービス		第1段階			第2段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要介護1	603	300	0	958	600	430	1,688
	要介護2	672			1,027			1,757
	要介護3	745			1,100			1,830
	要介護4	815			1,170			1,900
	要介護5	884			1,239			1,969

分類	介護サービス		第3段階①			第3段階②			第4段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要介護1	603	1,000	430	2,088	1,300	430	2,388	1,445	915	3,018
	要介護2	672			2,157			2,457			3,087
	要介護3	745			2,230			2,530			3,160
	要介護4	815			2,300			2,600			3,230
	要介護5	884			2,369			2,669			3,299

《2割負担》

分類	介護サービス		第1段階			第2段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要介護1	603	300	0	1,561	600	430	2,291
	要介護2	672			1,699			2,429
	要介護3	745			1,845			2,575
	要介護4	815			1,985			2,715
	要介護5	884			2,123			2,853

分類	介護サービス		第3段階①			第3段階②			第4段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要介護1	603	1,000	430	2,691	1,300	430	2,991	1,445	915	3,621
	要介護2	672			2,829			3,129			3,759
	要介護3	745			2,975			3,275			3,905
	要介護4	815			3,115			3,415			4,045
	要介護5	884			3,253			3,553			4,183

《3割負担》

分類	介護サービス		第1段階			第2段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要介護1	603	300	0	2,164	600	430	2,894
	要介護2	672			2,371			3,101
	要介護3	745			2,590			3,320
	要介護4	815			2,800			3,530
	要介護5	884			3,007			3,737

分類	介護サービス		第3段階①			第3段階②			第4段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要介護1	603	1,000	430	3,294	1,300	430	3,594	1,445	915	4,224
	要介護2	672			3,501			4,431			
	要介護3	745			3,720			4,650			
	要介護4	815			3,930			4,860			
	要介護5	884			4,137			5,067			

※注1) 介護サービスの単価には、機能訓練体制加算12円、看護体制加算(I)4円、看護体制加算(II)8円、サービス体制強化加算(II)18円、配置加算(I)13円(多床室のみ)の合計55円が加算された金額になっております。

※注2) 介護職員処遇改善加算(I)(介護度別介護費と各加算の合計の14%相当)が別途加わります。

※注3) 1～3段階に該当する方は軽減制度適用となります。

※注4) 合計は介護サービスの単価と食費、滞在費、加算分を加えた総額となります。

※注5) 送迎加算片道184円、療養食加算8円/日、若年性認知症利用者受入加算120円/日、認知症行動・心理症状緊急対応加算200円/日、緊急短期入所受入加算90円/日、医療連携強化加算58円/日は利用者により異なります。

※注6) 基準サービス(4段階)の食費は朝食、昼食(おやつ含む)とも420円、夕食605円、3食で1,445円となります。滞在費は多床室855円となります。

※注7) 施設体制等の変更に応じて、各加算算定の変更や、新たに加算を算定する場合があります。

<介護予防短期入所生活介護（1日あたり）の利用料金の内訳> (単位：円)

<<1割負担>>

分類	介護サービス		第1段階			第2段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要支援1	451	300	0	781	600	430	1,511
	要支援2	561			891			1,621

分類	介護サービス		第3段階①			第3段階②			第4段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要支援1	451	1,000	430	1,911	1,300	430	2,211	1,445	915	2,841
	要支援2	561			2,021			2,321			2,951

<<2割負担>>

分類	介護サービス		第1段階			第2段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要支援1	451	300	0	1,232	600	430	1,962
	要支援2	561			1,452			2,182

分類	介護サービス		第3段階①			第3段階②			第4段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要支援1	451	1,000	430	2,362	1,300	430	2,662	1,445	915	3,292
	要支援2	561			2,582			2,882			3,512

<<3割負担>>

分類	介護サービス		第1段階			第2段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要支援1	451	300	0	1,683	600	430	2,413
	要支援2	561			2,013			2,743

分類	介護サービス		第3段階①			第3段階②			第4段階		
	介護度	単価	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計	食費	滞在費	合計
多床室	要支援1	451	1,000	430	2,813	1,300	430	3,113	1,445	915	3,743
	要支援2	561			3,143			3,443			4,073

※注1) 介護予防サービスの単価には、機能訓練体制加算12円、サービス提供体制強化加算(Ⅱ)18円の合計30円が加算された金額となっております。

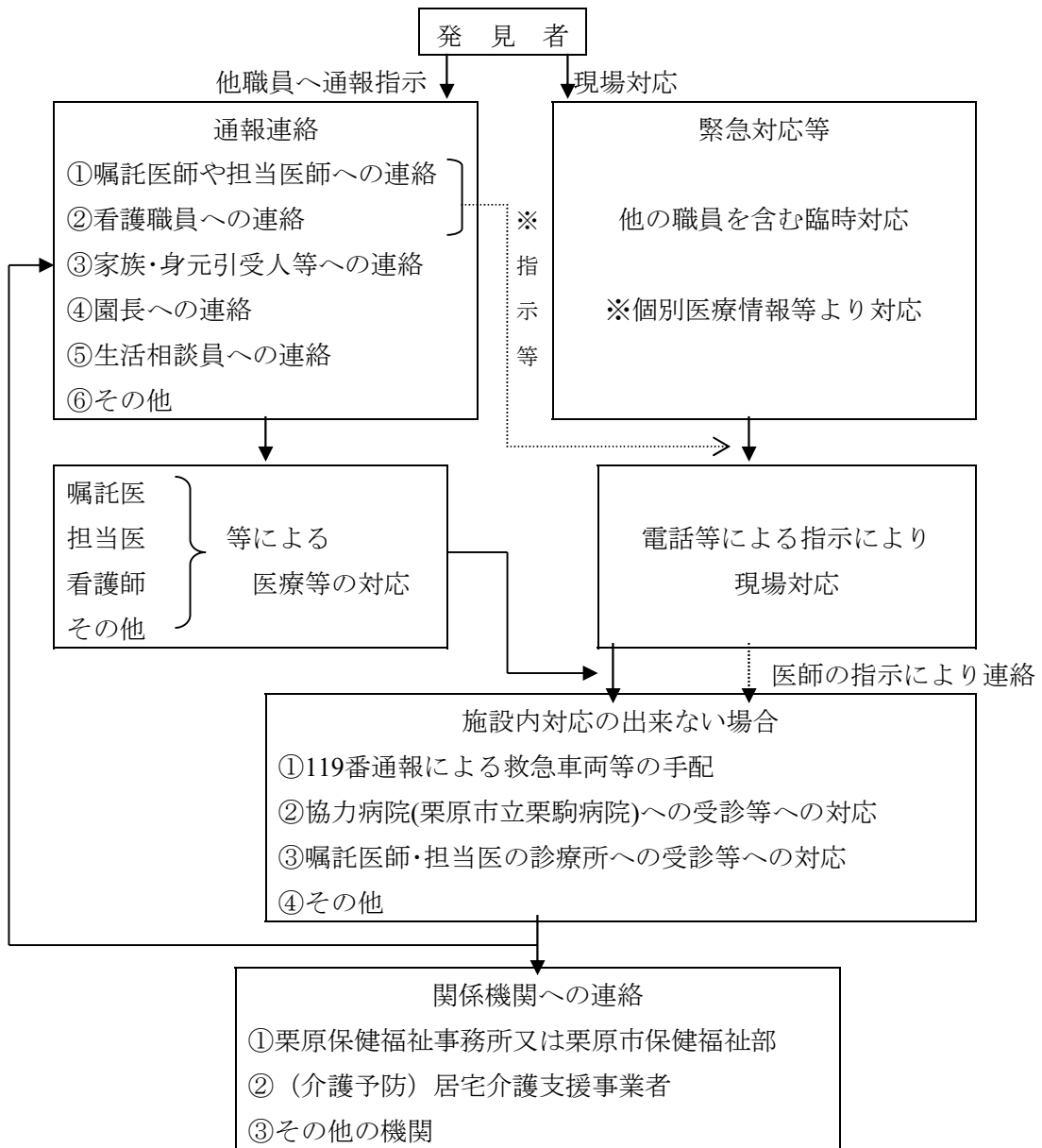
※注2) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(介護度別介護費と各加算の合計14%相当)が別途加わります。

*その他同様のため、P.9の注3)～注7) (看護体制加算・夜勤職員配置加算を除く)をご参照下さい。

※別表5

① 電気器具等使用料	1器具1日につき30円
② 特別な食事	実費
③ クラブ活動費	実費
④ 移送費	1回につき500円
⑤ 家族等宿泊費	宿泊費：0円
	食費 1,445円/泊(実際の注文食数による) 朝420円、昼420円、夕605円
⑥ 通常の送迎範囲以外の送迎費	1kmにつき41円 但し、法に定めがある場合は法の定めによります。

※別表6



指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際し、
本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 特別養護老人ホーム 愛光園

職名 生活相談員 氏名 今野 春美 印

私は、本書面に基ついて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び
指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

契約者住所 宮城県栗原市

契約者氏名

印

利用者氏名

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）
第125条の規程に基づき、利用申込者またはその家族への重要事
項説明のために作成したものです。

